

証券総合サービス約款集の一部改定のご案内

2022年8月
七十七証券株式会社

第10章 振替決済口座管理約款

(下線部分変更)

新	旧
第26条 (会社の組織再編等に係る手続き) (1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当て等の際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。 (2) (現行どおり)	第26条 (会社の組織再編等に係る手続き) (1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当て等の際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。 (2) (省 略)

第14章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
第5節 代理人による取引の届出 第21条 (代理人による取引の届出) (1)～(2) (現行どおり) (3) お客さまの法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが <u>成年</u> に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 (4) (現行どおり) (5) お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客さまが <u>成年</u> に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 附則 成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、 <u>2022年4月1日</u> より、本文中の「 <u>19歳</u> 」を「 <u>17歳</u> 」に読み替えます。また、2023年1月1日より、本文中の「 <u>20歳</u> 」を「 <u>18歳</u> 」に読み替えます。2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなします。	第5節 代理人による取引の届出 第21条 (代理人による取引の届出) (1)～(2) (省 略) (3) お客さまの法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが <u>20歳</u> に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 (4) (省 略) (5) お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客さまが <u>20歳</u> に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 附則 成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「 <u>20歳</u> 」を「 <u>18歳</u> 」に、「 <u>19歳</u> 」を「 <u>17歳</u> 」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。